

南三陸町空き家バンク登録奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南三陸町空き家バンク事業実施要綱（平成29年南三陸町告示第126号。以下「実施要綱」という。）に規定する空き家バンクへの空き家等の登録を促進することを目的として、予算の範囲内において南三陸町空き家バンク登録奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる者は、登録物件（当該物件につき、既に奨励金の交付を受けたものを除く。）を1年以上空き家バンクに登録することとしている所有者等とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金として交付する額は、2万円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、登録物件が空き家台帳に登録された日から起算して90日以内に、規則第4条第1項の規定による南三陸町空き家バンク登録奨励金交付申請書「（様式第1号。以下「申請書」という。）」により、町長に申請しなければならない。

2 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる書類の添付は、同条第3項の規定により、省略させる。

(決定及び通知)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、奨励金を交付することが適当と認めたときは、規則第5条の規定による奨励金の交付の決定を行うとともに、規則第14条の規定による補助金の額の確定を行い、様式第2号及び様式第3号により、申請者にそれぞれ通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年2月1日から施行する。

南三陸町空き家バンク登録奨励金交付申請書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者 住所
氏名

標記奨励金の交付を受けたいので、南三陸町空き家バンク登録奨励金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、奨励金の交付が決定されたときは、この申請書に記載の内容をもって南三陸町補助金等交付規則第13条に規定する実績報告といたく、願います。

記

1 申請内容

奨励金交付申請額	20,000円
空き家台帳登録番号	
空き家台帳登録年月日	年 月 日

2 奨励金振込先

銀行名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			